

メゾンふじのき台団地災害時活動計画（常任委員向け）

自治会防災会

2021.03.02

2022.4 改訂

2023.5 改訂

災害にはいろいろなものがあり、現時点で想定できないものがあるかもしれないが、近い将来発生する可能性が高い大地震に対して活動計画を中心に纏める。

震度5以上の地震が発生した場合には、団地住民の安否確認とその後の生活を補助するため、自治会は中心となって活動することが重要である。自治会常任委員が実施すべきことを記載しているが、常任委員だけの義務行動ではなく、住民の皆さんにも協力をお願いします。

1 大地震発生時

①常任委員自身の安全確認

まずは自分と家族の安全を確保することを最優先とする。②はその後の対応とする。

被害が大きいうようなら分電盤を切っておく。

②自分が住んでいる棟の棟・階、階段の状況を確認。マグネットカードの張り出しも見られる範囲で確認。

大きな被害が出ていないか見渡す。（震災対策本部に報告するため）

③集会所に設けられた震災対策本部に行き、自分が住んでいる棟の状況を報告する。

④自分と家族に余裕がある場合は、震災対策本部の指示に従って行動する。

2 対策本部の立ち上げ

① 震災本部の立ち上げは、震度5強以上の地震が発生した場合、及び会長、防災防犯部長、副会長、事務局長、防災防犯部員、代行常任委員が認めた場合とする。

② 会長、防災防犯部長、副会長、事務局長、防災防犯部員は、1①②対応後なわとび広場に集合し、集会所の倉庫3等から机等を運び出し、対策本部を立

ち上げる。(倉庫1の集会所机の使用にはJ Sとの協議が必要)

会長、防災防犯部長、副会長、事務局長、防災防犯部員が不在の場合は、常任委員が代行する。

集会所玄関、倉庫3、倉庫キャビネットの鍵については、会長宅()キーボックスにて保管 番号()

雨天や積雪の場合もあり集会所内のロビーに本部を設けることが望ましい。

(J Sにヒアリングし、非常時の集会所の使用は了承されたが、各部屋は施錠されている)

- 賃貸棟「緊急連絡員」がご自宅に居たら。緊急時には集会所のすべての部屋の鍵を貸し出していただく。緊急連絡員については、賃貸地区各棟の掲示板に連絡先掲示。
- 常任委員であることがわかるように、赤色のベストを着る。

③ 倉庫キャビネット内に保管されている「安否確認表」と「要援護者名簿」を出す。

④ その場にいる委員・住民で役割分担を決める。

本部、MRT (メゾンレスキューチーム)、救護班などに分かれて行動。

とりあえずMRT (5人1組が望ましいが足りなければ2人グループ) を編成し、最優先で出動。安否確認を行う。

まずは要援護者、マグネットカード未張出者、マグネットカードSOS張出者の安否確認を優先。

分担する棟や階段は常任委員の住んでいる場所が望ましいがその時に行ける人で対応する。

要救助者については、必要な場合には避難所に搬送する。

⑤ 安否報告

無事またはSOS、未張出をまとめる。

⑥ 落ち着いたら手の空いた者で全戸の安否確認を行う。

併せて建物の被害状況を手分けして確認する。耐震性がどうかまでの判断は不要。どこが壊れているか程度のメモを取る。

⑦ 周知すべき情報などを集会所内ロビー内に掲示する。

- ⑧ けが人は、軽症者は集会所で応急処置のうえ、帰宅してもらう。重傷者が救急車を呼ぶか、直接近くの病院に運ぶ。
- 落ち着いたら住民の皆さんには帰宅してもらうが、集会所しか居場所がない人（帰宅困難者）は集会所で待機してもらう。布団や水・食料などは自宅から持参してもらう。
 - 帰宅困難者とは
 - ① けが人
 - ② 介護が必要だが介護者不在の人
 - ③ 保護者が帰宅困難な小学生
 - ④ 家具の転倒などで帰れない人
 - ⑤ いざという時に避難に時間がかかる人（高齢者、歩行が困難な方）
 - ⑥ 帰れるが一人暮らしで不安な人・・・など
 - スペースに限りがあるので、できるだけ知り合いの家に身を寄せていただく。先着順で入れるのではなく、一旦広場で待機してもらい、優先順位をつけてから入ってもらう。（けが人は最優先で収容）

3 MRT（メゾン・レスキュー。チーム）の活動

要救助者の確認・救助を行う。

未確認の号室及び安否確認表により確認すべき号室（要援護者、マグネットカードSOS張出者、何もマグネットカードの張り出しがない等）について、必要に応じトランシーバーを活用し確認作業を実施する。構成メンバーは常任委員に限らず、協力者を確保して実施するが、要援護者情報の取扱いに注意すること。

MRTセット（赤ベスト、ヘルメット、トランシーバー、グローブ、ヘッドライト）を装着し、必要に応じて救助資器材（バール、レスキューシート）も活用する。

要救助者を搬送後、必要に応じて応急措置を実施（三角巾等）

4 震災時の決め事

- 基本的に自宅待機
集会所は600を超す世帯に対して非常に狭いため、避難できるのは、自宅はガラスが飛散している場所がない等、止むを得ない世帯に限定する。伝染病やプライバシーの問題があるため、2階の集会室に8世帯程度、和室に1世帯などが限度である。自治会の指示に従ってもらう。
- 自宅待機の要援護者への対応

要援護者名簿の備考欄に、特に配慮が必要な方の記載がある。歩行が困難な方には補助に向かう。持病がある方には薬を手元に置かせるなど、対応方法を前もって考えておく必要がある。安否確認の点呼の際に状況を聞いておくこと。民生委員との情報交換を行う。

○ ゴミ捨て場の区画を設定する

地震で壊れた物が大量に捨てることが懸念されるが、ゴミ回収が暫く停止すると思われるので、くじら公園等に借置きする必要がある。自治会で決定し、従ってもらう。

○ 集会所の倉庫の貯蔵品

自治会では食糧・水・マスク・簡易トイレなどは、要援護者向けのもの以外は保持していない。

基本的に各自で準備保管しておくべきことを平常時から周知する。

5 日頃の備え

○ MGCRS 合同防災訓練

震災対策本部の立ち上げや点呼は、本計画に記載の手順で行い、その際に気付いたこと等で計画を改善していくこと。

震災後に何が起こるかを想定しながら訓練に参加して下さい。電気が使えない、電話が通じない等、普段と違う状況になる可能性があります。「パソコンを使わない」「携帯電話で連絡を取らない」等の厳しい状況を仮定してみて、どう行動するかを考えてみて下さい。

○ 集会所の資器材を活用し、1年に1回程度機器取り扱い訓練を実施する。

○ 防災の啓発

○ 住民の皆さんには、どなたでも救助活動に参加していただけるよう、日頃から救助活動や安否確認の流れについても知っていただくことが必要。(実際には過去の常任委員経験者が頼りになるのではないかと思われる)

○ 共助意識、在宅避難の促進のため、防災イベント・ふじのき通信等により啓発を継続して行う。

○ のぼり旗をなわとび広場等に掲示し、注意を喚起する。